

行政法Ⅲ [第三版]

行政組織法

塩野 宏著



有斐閣

(手続法四条四項六号の適用除外規定参照)。

⑥ 地方公共団体のした私人に対する処分につき当該地方公共団体に不服申立てがなされた場合に、総務大臣(市町村の処分については都道府県知事)が審査庁又は再審査庁として審査するという制度がある(自治法二四四条の四第一項六項・二五五条の三)。これは、地方公共団体の行為に対する私人の簡易迅速な救済制度として位置づけられる。しかし、これが、地方公共団体の行為のコントロール手段としても機能するので、学説上は、これを裁定的関与と把握して、関与手段の一類型として論議の対象とし、地方自治の本旨からそのあり方が問題とされてきたところである(塩野・国と地方公共団体三七頁以下、六六頁以下、包括的な研究として、人見剛「地方自治体の自治事務に關する圍の裁定的関与の法的統制」(一九九五年)人見・分権改革と自治体法理(二〇〇五年)二七三頁以下)。さらに機關委任事務については、主務大臣は当然、行政不服審査法上の上級行政庁として審査機關として位置づけられていた。

平成十一年の自治法改正においては、この問題は制度上の関与の手段として取り上げられなかったが(法二四五条三号)、機關委任事務の廃止にともなう若干の変更はあつたにせよ、基本的構造はそのままに残された。すなわち、自治法上の個別条文の裁定的関与に係る規定は存置された。一方、新たな事務の種類についての法定受託事務については、一般的に裁定的関与法制が導入された(法二五五条の二)。ただし、従前存在した、裁定的関与前置主義(旧二五六条)は一般的制度としては廃止された。

このような状況については、一方において、これが地方公共団体の処分に対する私人の権利利益の簡易・迅速な救済手段の整備であること、前置主義が廃止されたことはそのことを一層示すものであること、審査庁は上級行政庁としての地位に立つものではないこと、などから、そもそも、國家関与法制にはあたらないう説明も可能である(この面からの立論として、参照、佐藤文俊「地方分権一括法の成立と地方自治法の改正(三)」自治研究七六巻二号九八頁以下)。しかし、その審査に際して、國家の行政機關があたることは、併立的協力關係の理念に適合的でないことはいうまでもない(佐藤「前掲論文」も立法論として、事務の種類を問わず処分庁への異議申立てにとどめるのが、今回の改革の理念に沿うとしている)。さらに、審査庁の裁決に対して、処分庁(地方公共団体)側の出訴が法律上明示的に保障されていないこと(解釈論としてはなお、残された問題である)も、地方自治の保障の観点からして、かねて問題が提起されていたところである。

今後、地方自治の本旨の観点から見直されるべき制度であると考える(同様に疑問点を提示するものとして、石森久広「法定受託事務に係る審査請求」地方自治・地方分権九四頁以下および同論文所掲の文献参照)。

四 司法権との關係

地方公共団体と国の司法権との關係については、立法権および行政権とは異なつた側面がある。わが國の場合、もともと、地方公共団体には独自の司法権が与えられていないところから、地方公共団体の司法権の国の司法権による干渉ないし統制の問題は生じない。そこで、問題となる局面を拾い出すと、地方公共団体の立法ないし行政について、司法統制が行われる場合に、特別な配慮が必要となるかどうか、憲法の地方自治の保障を確保するため、つまり、地方自治保障条項の防衛的機能の實現の見地から、國の地方公共団体に対する関与について、司法権の果たすべき役割が問題となる。もともと、このような観点からすると、國の関与に対する紛争処理に關する行政過程における方式も併せて考慮することが便宜であるので、次項(五)で両者を統一して記述することとする。

〈著者紹介〉

東京大学法学部卒業
東京大学法学部教授、成蹊大学法学部教授を経て、
現在東亜大学通信制大学院教授

〔主要著書〕

- オットー・マイヤー行政法学の構造（行政法研究1巻）
（有斐閣，1962年）
公法と私法（行政法研究2巻）（1989年）
行政過程とその統制（行政法研究3巻）（1989年）
国と地方公共団体（行政法研究4巻）（1990年）
行政組織法の諸問題（行政法研究5巻）（1991年）
放送法制の課題（行政法研究6巻）（1989年）
法治主義の諸相（行政法研究7巻）（2001年）
国土開発（現代法学全集）（筑摩書房，1976年）
行政法Ⅰ〔第四版〕（有斐閣，2005年）
行政法Ⅱ〔第四版〕（有斐閣，2005年）
条解行政手続法〔共著〕（弘文堂，2000年）
行政法Ⅰ〔中国語・台湾〕（劉宗德・賴振盈共譯），（月旦
版社股份有限公司，1996年）
日本行政法論・行政法Ⅱ〔韓国語〕（徐元宇・吳世卓共
譯），（法文社，1996年）
行政法〔中国語〕（楊建順譯），（法律出版社，1999年）



行政法Ⅲ〔第三版〕 行政組織法

1995年10月25日 第1版第1刷発行
2001年2月20日 第2版第1刷発行
2006年4月30日 第3版第1刷発行
2008年1月30日 第3版第4刷発行（補訂）
2008年10月10日 第3版第5刷発行

著 者 塩 野 宏

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 東京都千代田区神田神保町2-17
株式会社 有 斐 閣
電話 (03) 3264-1314（編集）
電話 (03) 3265-6811（営業）
郵便番号 101-0051
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印 刷 精文堂印刷株式会社
製 本 竹 澤 製 本 所

©2006, 塩野宏. Printed in Japan
盗丁・乱丁本はお取替えいたしません。
*定価はカバーに表示してあります。
ISBN4-641-13001-9

図本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作
権法上の例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望さ
れる場合は、日本複写機センター(03-3401-2382)にご連絡ください。